

尼崎市騒音に係る規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間 午前8時～午後6時	朝 午前6時～午後 8時 夕 午後6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
・第1種区域	50	45	40
・第2種区域	60(55)	50(45)	45(40)
・第3種区域	65(60)	60(55)	50(45)
・第4種区域	70(65)	70(65)	60(55)

注意 :

は、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域。

注意 :

工業専用地域のうち、第2・3・4種区域に接している場合、その地点から100mの区域内は、第4種区域の規制基準となる。

注意 :

第3種区域が第1種区域と接する場合、境界線から第3種区域50mは、第2種区域となる。

注意 :

第4種区域が第1種区域又は第2種区域と接する場合、境界線から第4種区域内50mは、第3種区域となる。

尼崎市振動に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
・第1種区域	60(55)	55(50)
・第2種区域	65(60)	60(55)

注意 :

は、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域。